

申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領(案)

調査の提案者は、申請書の提出にあたりにおいては、~~案件形成調査に関する~~環境社会配慮に係る項目については、~~下記のとおり~~の手続きについて、~~以下の点を踏まえて~~記述すること。なお、プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので、留意すること。

・地球環境・プラント活性化事業等調査及び開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査

1. プロジェクト及び調査概要(~~申請書(個別案件票)「2. プロジェクト及び調査概要」~~)
 - (1) プロジェクト提案に至る背景、問題(~~申請書(個別案件票)「2. プロジェクト提案に至る背景、問題」~~)
 - 本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。
 - (2) 調査概要、調査項目(~~申請書(個別案件票)「2. 調査概要、調査項目(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的实现可能性等)」~~)
 - 本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコア等につき、簡潔に記述すること。
 - (3) 既存調査の状況・有無(~~申請書(個別案件票)「2. 既存調査の状況・有無」~~)
 - 本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的实现可能性等)。
2. 環境社会に関する側面の検討(~~申請書(個別案件票)「3. プロジェクトの重要性・効果等(3) 環境社会に関する側面の検討」~~)
 - (1) 環境社会影響の可能性(~~申請書(個別案件票)「3. (3) 環境社会に関する側面の検討—環境社会影響の可能性」~~)
 - 本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「~~スクリーニング用フォーム~~」並びに「~~環境チェックリスト一覧表~~」を参考にすること準拠(JBIC 同それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。
 - (2) 環境改善保全効果(~~申請書(個別案件票)「3. (3) 環境社会に関する側面の検討—環境改善保全効果」~~)
 - 本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること(公募提案要領の別添5「環境改善効果に関

する対象分野表」を参照)に該当する場合は、その具体的な項目番号と内容、及び該当する理由について簡潔に記述。

・石油資源開発等支援調査

1. 調査の概要(申請書(個別案件票)「2. 調査の概要」)

本項目には、調査の目的、調査の内容(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)、調査結果の活用予定、の3点を踏まえた調査の概要を、提案企業の現時点での取組状況について触れながら、簡潔に記述すること。

2. 事業展開に伴う環境社会影響に関する想定事項(申請書(個別案件票)「4. 調査結果の活用による効果等(3)事業展開に伴う環境社会影響に関する想定事項」)

(1) 環境社会影響の可能性(申請書(個別案件票)「4. (3)事業展開に伴う環境社会影響に関する想定事項—環境社会影響の可能性」)

—本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニング用フォーム」並びに「環境チェックリスト一覧表」を参考にすること準拠(それぞれのJBIC同ガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。

(2) 環境改善保全効果(申請書(個別案件票)「4. (3)事業展開に伴う環境社会影響に関する想定事項—環境保全効果」)

—本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合にはその内容・理由等について記述することある場合は、その内容・理由を簡潔に記述。

3. 把握している関連調査結果(申請書(個別案件票)「5. 提案者の調査遂行能力(3)把握している関連調査結果」)

—本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)。

以上

調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領(案)

調査の実施者は、調査報告書の作成にあたりにおいては、~~案件形成調査に関する環境社会配慮に係る項目については、下記のとおりの手続きについて、以下の点を踏まえて記述すること。~~

・地球環境・プラント活性化事業等調査及び開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査

1. プロジェクトの背景・必要性等 (~~報告書作成基準「3. プロジェクトの内容及び技術的実行可能性(1)プロジェクトの背景・必要性等」~~)

—本項目には、プロジェクトの必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討 (~~報告書作成基準「4. 環境社会的側面の検討」~~) ~~環境社会的側面について、以下のとおり記述すること。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述。~~

(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果 (~~報告書作成基準「4. (1)プロジェクトの実施に伴う環境保全効果」~~)

—本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析(分析手法を明記)について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響 (~~報告書作成基準「4. (2)プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響」~~)

—本項目には、JICA 作成「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及び JBIC 作成「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「~~スクリーニング用フォーム~~」並びに「~~環境チェックリスト一覧表~~」を参考とし踏まえ、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。なお、

調査の実施者(実施企業)は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努めること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な

範囲内で記述すること。

- (3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置(報告書作成基準「4.(3)相手国の環境関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置」)

—本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連影響法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。—また、プロジェクトの実施に必要となる相手国の EIA(環境アセスメント)等の内容についても記述すること。本調査の次の段階で実施後にEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

- (4) プロジェクトの実現のために当該国(実施機関その他関連機関)が成すべき事柄(報告書作成基準「4.(4)プロジェクトの実現のために当該国(実施機関その他関連機関)が成すべき事柄」)

—本項目には、本プロジェクトの上記環境社会的課題に関して、案件実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。

・石油資源開発等支援調査

1. 提案内容(作成するマスタープランの場合は提案追加プロジェクトの内容の内容/プロジェクト概念設計の場合はプロジェクトの背景と必要性等)(報告書作成指針3「マスタープラン内容」)(提案追加プロジェクトの内容について)(1)提案追加プロジェクトの内容について(報告書作成指針「3. 本マスタープラン実現に必要な追加プロジェクトの特定」)

—本項目には、プロジェクトの必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. プロジェクト概念設計について(報告書作成指針「4. プロジェクト概念設計—プロジェクトの背景と必要性等」)

—本項目には、プロジェクトの必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

3. 2. 環境社会的側面の検討(報告書作成指針「4. プロジェクト概念設計—プロジェクトの背景と必要性等」)

- (1) 環境社会配慮確認のための国際協力機関の銀行ガイドラインを踏まえたプロジェクト実施に関する環境社会面への影響(報告書作成指針「5. 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインを踏まえたプロジェクト実施に関する環境社会面への影響」)

—本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙3スクリーニング様式」及び JBIC 作成「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニング用フォーム」並びに「環境チェックリスト一覧表」を参考とし踏まえ、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記

述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述すること。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努めること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。~~なお、これらの記述に際して、現地において情報収集を想定される実施機関から行った場合、可能な範囲内でその結果を記述。~~

(2) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮影響関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。

また、プロジェクトの実施に必要となる相手国の EIA (環境アセスメント) 等の内容についても記述すること。本調査実施後に EIA を行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

以上